

船橋市社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修等支援事業費補助金交付要綱

（交付の目的）

第1条 この要綱は、本市に所在する社会福祉連携推進法人等が運営を行う高齢者施設等（以下「高齢者施設等」という。）における防災改修及び老朽化に伴う大規模な修繕等に要する経費に対し、予算の範囲内において船橋市社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号）及びこの要綱に基づき交付することにより、高齢者施設等の利用者の安心・安全を確保することを目的とする。

（補助金の対象となる施設）

第2条 この補助金の対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）は、別表第1欄に定めるものとする。

（補助金の対象となる事業）

第3条 この補助金の対象事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象施設が利用者の安心・安全を確保するために、防災改修等を行う事業のうち、市長が認めたものとする。

（補助金の算定方法）

第4条 補助金の額は別表に定めるとおりとし、別表第2欄に定める基準額と別表第5欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額に、別表第3欄に定める補助率及び別表第4欄に定める単位を乗じた額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を申請しようとする場合は、船橋市社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修等支援事業費補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合は、その内容を審査し交付の可否を決定し、その旨を船橋市社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修等支援事業費交付可否決定通知書（第2号様式）により、当該申請をした者に通知する。

（交付の条件）

第7条 補助金は、次に掲げる条件を付して交付するものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難

になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、船橋市社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修等支援事業費補助金に係る消費税仕入控除税額報告書（第 7 号様式）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の 6 月 30 日までに市長に報告しなければならない。

なお、補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

- (8) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価 30 万円以上の財産がある場合は、前述の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (9) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (10) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを

承諾してはならない。

- (11) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (12) この交付金に係る交付金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金の補助金の交付を受けてはならない。

(変更等の承認等)

第 8 条 第 6 条の規定による交付決定の通知を受けた補助事業者は、前条第 1 号及び第 2 号の規定による承認を受けようとする場合は、船橋市社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修等支援事業費補助事業計画変更（中止・廃止）承認申請書（第 3 号様式）により、速やかに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理した場合は、その内容を審査し承認の可否を決定し、その旨を船橋市社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修等支援事業費補助事業計画変更（中止・廃止）可否決定通知書（第 4 号様式）により、当該申請をした者に通知する。

(実績報告の提出)

第 9 条 実績報告をしようとするときは、補助事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、船橋市社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修等支援事業費補助金実績報告書（第 5 号様式）により、市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 10 条 市長は、前条の規定による報告書を受理した場合は、その内容を審査のうえ、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を船橋市社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修等支援事業費補助金確定通知書（第 6 号様式）により、補助事業者に通知する。

(交付決定の取消等)

第 11 条 市長は、補助金を交付する旨の決定を受け、又は補助金の交付を受けた補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付する旨の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金を交付する旨の決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 正当な理由がなく高齢者施設等を閉鎖し、又はその用途を変更したとき。
- (4) この要綱若しくは補助金の交付決定に付した条件に違反したとき、又は市長の処分に従わなかったとき。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 2 8 日から施行する。

別表

1 補助対象施設	2 交付基準単価	3 補助率	4 単位	5 対象経費
社会福祉連携推進法人の会員である法人又は令和4年4月1日以降に法人間合併を行った法人が船橋市内で運営している定員が30人以上である下記施設 ・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム	総事業費のうち61,600千円の範囲内で市長が認めた額 (補助下限800千円)	対象経費の 3 / 4	1 施設	社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修等支援事業に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額にする。)。 ただし、別の負担金(補助金)等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

第 1 号様式

年 月 日

船橋市社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修等支援事業費

補助金交付申請書

船橋市長 あて

所在地

名 称

代表者氏名

船橋市社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修等支援事業費
補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- | | | |
|---|-----------------|------------|
| 1 | 施設の名称等 | 名 称 |
| | | 所在地 |
| | | 定員数 人 (人) |
| 2 | 事業計画書（別紙 1） | |
| 3 | 経費所要額調書（別紙 2） | |
| 4 | 収入支出予算書抄本（別紙 3） | |
| 5 | その他市長が必要と認める書類 | |

第1号様式（別紙1）

事業計画書

1 主な改修箇所

2 施設の構造及び規模

- (1)敷地面積 m^2
- (2)敷地の所有関係 （借地、自己所有の別）
- (3)構造 造 階建て
- (4)延べ床面積 m^2
- (5)定員 名（ 名× ユニット）

3 事業費

改修費 円

4 財源内訳

市補助金 円

設置者負担金 円

（内訳）一般財源 円

借入金 円

その他 円

合計 円

5 施工期間

契約（予定）年月日

着工（予定）年月日

完成（予定）年月日

第 1 号様式（別紙 2）

経費所要額調書

施設の名称

事業所名	総事業費 A	対象経費の実支出額 B (≦A)	補助基準額 C	補助金所要額 D
	円	円	円	円
合計	円	円	円	円

※B：千円未満切り捨て

※D：B と C のいずれか低い額

第 1 号様式（別紙 3）

収入支出予算書抄本

（収入）

大区分	中区分	金額	説明
補助金収入	船橋市補助金	円	船橋市社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修等支援事業費補助金
小 計		円	
	自己資金	円	
合 計		円	

（支出）

大区分	中区分	金額	説明
固定資産取得支出	設備取得支出	円	設備等取得費用
合 計		円	

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

所在地

名 称

代表者氏名

第 2 号様式

船橋市社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修等支援事業費

補助金交付可否決定通知書

第 号

年 月 日

様

船橋市長



年 月 日付で申請のあった船橋市社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修等支援事業費補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付する。

(1) 交付決定額 円

(2) 交付の条件

船橋市社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修等支援事業費補助金交付要綱第 7 条による。

2 交付しない。

理由

第3号様式

船橋市社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修等支援事業費

補助事業計画変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地

名 称

代表者氏名

年 月 日付 第 号で交付決定のあった船橋市社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修等支援事業費補助事業を

☐ 計画変更

☐ 中 止 したいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

☐ 廃 止

記

1 計画変更、中止又は廃止年月日 年 月 日

2 計画変更、中止又は廃止の理由

3 補助事業の内容（計画変更の場合）

変更前

変更後

第 4 号様式

船橋市社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修等支援事業費

補助事業計画変更（中止・廃止）可否決定通知書

第 号

年 月 日

様

船橋市長



年 月 日付で申請のあった船橋市社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修等支援事業費補助事業の

☐ 計画変更

☐ 中止

☐ 廃止

について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 承認する。
- 2 承認しない。

理由

第 5 号様式

船橋市社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修等支援事業費

補助金実績報告書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地

名 称

代表者氏名

年 月 日付 第 号で交付決定のあった船橋市社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修等支援事業費補助金に係る事業実績について、下記の書類を添えて報告します。

記

- 1 事業実績報告書（別紙 1）
- 2 経費所要額精算書（別紙 2）
- 3 収入支出決算見込書抄本（別紙 3）
- 4 その他市長が必要と認める書類

第5号様式（別紙1）

事業実績報告書

1 施設の名称及び所在地

2 主な改修箇所

3 施設の構造及び規模

（1）敷地面積 m^2

（2）敷地の所有関係 （借地、自己所有の別）

（3）構造 造 階建て

（4）延べ床面積 m^2

（5）定員 名（ 名× ユニット）

4 建物の履歴

5 事業費

改修費 円

6 財源内訳

市補助金 円

設置者負担金 円

（内訳）一般財源 円

借入金 円

その他 円

合計 円

7 施工期間

契約年月日

着工年月日

完成年月日

第 5 号様式（別紙 2）

経費所要額精算書

施設の名称

事業所名	総事業費 A	対象経費の実支出額 B (≦A)	補助基準額 C	補助金所要額 D
	円	円	円	円
合計	円	円	円	円

※B：千円未満切り捨て

※D：B と C のいずれか低い額

第5号様式（別紙3）

収入支出決算見込書抄本

（収入）

大区分	中区分	金額	説明
補助金収入	船橋市補助金	円	船橋市社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修等支援事業費補助金
小 計		円	
	自己資金	円	
合 計		円	

（支出）

大区分	中区分	金額	説明
固定資産取得支出	設備取得支出	円	設備等取得費用
合 計		円	

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

所在地
名 称
代表者氏名

第 6 号様式

船橋市社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修等支援事業費

補助金確定通知書

第 号

年 月 日

様

船橋市長



年 月 日付 第 号により実績報告のあった船橋市社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修等支援事業費補助金について、補助金の額を確定したので、下記のとおり通知します。

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 交付確定額 | 円 |
| 2 | 交付決定額 | 円 |

第7号様式

船橋市社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修等支援事業費補助金に係る消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地
名 称
代表者氏名

年 月 日付 第 号により交付決定があった船橋市社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修等支援事業費補助金について、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付確定額

金 円

2 確定申告により確定した船橋市社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修等支援事業費補助金に係る消費税仕入控除税額
(※消費税の申告義務がない場合も0円と記載すること)

金 円

※0円の場合はその理由について☑

☐消費税の申告義務がない

☐簡易課税方式による申告を行っている

☐消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える

☐その他（返還額算出シートによる計算の結果、返還額が0円だった場合など）

3 添付資料

・返還額算出シート

（申告義務がない、簡易課税方式、消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える事業者は添付不要）

・添付書類チェック表及び該当添付書類（別紙）

第7号様式（別紙）

添付書類チェック表

※本用紙と合わせて該当する添付書類を提出してください。

申告方式	添付書類	提出書類に ☐
消費税の確定申告の義務がない	○免税事業所であることを証する書類 【任意様式】	☐
簡易課税方式により申告している場合	○消費税確定申告書（簡易課税用） （写）	☐
公益法人（一般社団法人、社会福祉法人、宗教法人）等で特定収入割合が5%を超えている場合	○消費税確定申告書（写） ○消費税確定申告書付表2（計算表） （写） ○特定収入割合を確認できる書類 【任意様式】	☐
課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以下の法人等	○消費税確定申告書（写） ○消費税確定申告書付表2（計算表） （写）	☐
課税売上割合が95%未満または課税売上高が5億円超の法人等であって一括比例配分方式により消費税の申告を行っている場合		
課税売上割合が95%未満または課税売上高が5億円超の法人等であって、個別対応方式により消費税の申告を行っている場合		